

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註付) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	国立博物館収蔵品保存機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	国立博物館収蔵品保存機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	41,800千円 H29.12.31まで	H27.3.11 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レフスレン外務大臣 (同日)	H27.4.2 97号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係の贈与	600,000千円 -----	H27.4.6 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レフスレン外務大臣 (同日)	H27.5.11 148号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係の贈与	400,000千円 -----	H27.4.6 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レフスレン外務大臣 (同日)	H27.5.11 149号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	245,000千円 H32.12.31まで	H27.5.12 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レフスレン外務大臣 (同日)	H27.5.29 169号
モンゴル	日本モンゴル教育病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	日本モンゴル教育病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	7,985,000千円 H34.12.31まで	H27.5.12 ウランバートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レフスレン外務大臣 (同日)	H27.5.29 170号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。